

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第10条第4項)

平成24年3月



経営強化計画 目次

はじめに	・・・	1
第1 経営強化計画の実施期間	・・・	2
第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	2
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	・・・	2
① 営業エリアの状況		
② 東日本大震災による影響		
③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢		
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	・・・	8
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策		
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制		
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策		
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	・・・	14
① 被災者への信用供与の状況		
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策		
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	・・・	22
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策		
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策		
③ 早期の事業再生に資する方策		
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策		
第3 全信組連による優先出資の引受に係る事項	・・・	24
(1) 優先出資の金額・内容	・・・	24

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法	・・・	24
① 必要資本額の根拠		
② 当該自己資本の活用方針		
第4 収益の見通し	・・・	26
(1) 平成23年3月期決算の概要	・・・	26
① 預金・譲渡性預金		
② 貸出金		
③ 損益		
④ 自己資本比率		
⑤ 金融再生法開示債権等		
(2) 収益の見通しの概要	・・・	27
① 平成24年3月期決算の見通し		
② 平成25年3月期以降の決算の見通し		
第5 剰余金の処分の方針	・・・	28
第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	・・・	30
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針	・・・	30
① ガバナンス体制		
② 内部統制基本方針に基づく監査		
③ 経営強化計画の進捗管理		
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	・・・	31
① 内部監査体制		
② 外部監査体制		
(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	・・・	31
① 信用リスク管理		
② 市場リスク管理		
③ 流動性リスク管理		
④ オペレーショナル・リスク管理		
⑤ 情報開示の充実		
第7 機能強化のための計画の前提条件	・・・	35

はじめに

当信用組合は、平成 14 年 6 月 24 日に、那須信用組合を存続組合として、西那須野信用組合、矢板信用組合及び黒羽信用組合の 4 信用組合が合併し、発足した信用組合です。営業エリアは栃木県内の矢板市、大田原市、那須塩原市、宇都宮市、さくら市、那須烏山市、下野市（市町村合併に伴い旧下都賀郡石橋町及び旧国分寺町の地区を除きます。）、日光市（市町村合併に伴い旧日光市及び旧上都賀郡足尾町の地区を除きます。）、河内郡、塩谷郡及び那須郡としており、県南の一部と宇都宮市を含む栃木県北部全域にわたる広い地域となっております。平成 23 年 9 月末現在 26,735 人の組合員がおり、営業店舗は本店を含む 9 店舗と 4 出張所で営業しております。

こうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した国内観測史上最大の東日本大震災は、栃木県内においても直接的・間接的に大きな被害をもたらしました。特に当信用組合の主要な営業基盤である栃木県北部地区は福島県と隣接し、福島第一原子力発電所から直線距離で 100 キロ圏内に位置しており、放射能汚染は第一次産業への深刻な打撃となっております。また、放射能汚染に伴う風評被害は、観光業をはじめとするサービス業を主体として多業種にわたり、倒産に追い込まれた事業者も見られるなど、その影響は今後も予測できず、地域経済の疲弊は長期間続くものと考えております。

このような事態を受け、当信用組合は被災された地域の皆様方に対し、十分な金融仲介機能を発揮していくことが、地域の復旧・復興に不可欠であると考えております。合併以来、地元の中小零細事業者及び個人の皆様への円滑な資金供給を目指し、地域貢献に取り組んで参りましたが、将来にわたって継続的かつ安定的にその使命を果たしていくためには財務基盤の充実・強化が不可欠であると考え、今般、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）附則第 10 条第 1 項に規定する震災特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用組合業界の中央機関である全国信用協同組合連合会（以下、「全信組連」という。）を通じ、資本支援を申請することと致しました。

今後につきましては、健全かつ適切な業務運営の推進とともに、地域に最も密着した金融機関として東日本大震災からの復旧・復興に向け全力で取り組み、地域への信用供与の円滑化を図り、本経営強化計画に基づいた施策に取り組んで参ります。

第1 経営強化計画の実施期間

当信用組合は、金融機能強化法附則第10条第1項第1号の規定に基づき、平成23年4月から平成28年3月までの経営強化計画を実施致します。

なお、今後経営強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく全信組連を通じて金融庁に報告致します。

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 営業エリアの状況

当信用組合の主要な営業基盤である栃木県北部地区は、那須連山の麓に位置し、塩原温泉郷や那須温泉郷、那須岳や那須高原など豊かな観光資源を有しており、宿泊・サービス業などの観光業が、主要産業の一つとなっております。

また、栃木県は、農業産出額が全国第9位（平成21年）であります。当地区では、高原を利用した酪農や畜産を中心とした農業も盛んであります。そのほか、栃木県全体に比べ、産業別総生産及び事業所数ともに、建設業の割合が高いものとなっております。

なお、栃木県の産業を支える人口は、平成17年をピークに緩やかに減少しておりますが、当信用組合の本店所在地である那須塩原市では増加しており、県内市町の中で最も高い増加率（平成22年度の対前年度増加率0.51%）となっております。

【営業エリア内の市町内総生産の構成比（平成 20 年度）】

県／市町村	製造業	サービス業	卸・小売業	建設業	その他
栃木県	33.1%	20.0%	10.1%	5.7%	31.1%
宇都宮市	27.2%	22.3%	14.1%	4.4%	32.0%
日光市	16.2%	28.2%	8.1%	7.8%	39.7%
大田原市	45.9%	12.4%	6.6%	4.5%	30.6%
矢板市	35.5%	14.2%	6.6%	5.8%	37.9%
那須塩原市	35.8%	20.6%	8.5%	6.1%	29.0%
さくら市	34.9%	15.6%	8.0%	10.2%	31.3%
那須烏山市	25.4%	21.2%	5.2%	7.3%	40.9%
下野市	29.3%	27.5%	7.2%	5.5%	30.5%
上三川町	71.4%	4.4%	6.2%	3.3%	14.7%
塩谷町	35.0%	10.0%	3.4%	11.0%	40.6%
高根沢町	42.9%	17.9%	6.1%	5.4%	27.7%
那須町	16.1%	33.4%	5.2%	10.8%	34.5%
那珂川町	32.8%	15.5%	5.7%	10.8%	35.2%

※ 出所：栃木県県民生活部統計課「平成 20 年度とちぎの市町村民経済計算（概要）」

【営業エリア内の市町別産業別事業所数の構成比（平成 21 年 7 月 1 日現在）】

県／市町村	製造業	宿泊・ サービス業	卸・小売業	建設業	その他
栃木県	10.9%	12.2%	25.9%	11.5%	39.5%
宇都宮市	5.7%	13.2%	27.8%	9.7%	43.7%
日光市	7.7%	21.1%	25.8%	10.6%	34.7%
大田原市	8.9%	11.7%	25.0%	13.2%	41.2%
矢板市	8.3%	12.1%	27.4%	11.6%	40.6%
那須塩原市	7.6%	15.3%	24.2%	12.1%	40.8%
さくら市	10.8%	11.0%	26.9%	11.6%	39.7%
那須烏山市	16.3%	7.9%	24.8%	15.2%	35.9%
下野市	9.3%	10.0%	24.5%	12.5%	43.7%
上三川町	9.7%	8.8%	25.0%	16.9%	39.7%
塩谷町	13.8%	9.6%	24.1%	17.1%	35.4%
高根沢町	6.9%	7.8%	25.7%	15.8%	43.7%
那須町	6.8%	27.2%	19.9%	12.6%	33.5%
那珂川町	11.6%	8.7%	27.4%	18.1%	34.2%

※ 出所：栃木県県民生活部統計課「平成 21 年度経済センサス基礎調査結果（確報）」

【主要な営業エリアの地域別与信額割合（平成 23 年 12 月末現在）】

地域名	融資取引先数			貸出残高（百万円）	
	法人	個人（注 1）	合計	金額（注 2）	割合（%）
那 須 町	125	542	667	5,634	12.8%
那須塩原市	339	1,701	2,040	19,185	43.7%
大田原市	130	678	808	8,206	18.7%
矢 板 市	65	288	353	3,285	7.5%
那須烏山市	14	99	113	484	1.1%
那珂川町	56	357	413	3,006	6.8%
塩 谷 町	30	88	118	898	2.0%
小 計	759	3,753	4,512	40,698	92.6%
総与信額	816	3,885	4,701	43,913	100.0%

（注 1） 事業性個人を含む

（注 2） 地方公共団体貸出金を含む

② 東日本大震災による影響

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、未曾有の自然災害となり、栃木県内にも人的被害のほか、地域の社会インフラを含め多くの生産拠点や設備・住宅に大きな被害をもたらしました。栃木県全体では、死者数 4 名、建物の全壊・半壊・一部損壊 71,624 棟（平成 24 年 2 月 21 日現在）のほか、主要産業である農林水産関係の被害額が 178 億円となっております。

更に、原発事故による放射能汚染及び風評被害は、より深刻な問題となっております。

当信用組合の営業エリアにおいては、6 市町（矢板市・大田原市・那須塩原市・日光市・塩谷町・那須町）が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されたほか、酪農や畜産を含む農業において、放射能汚染の影響により一部の作物に出荷制限が課されております。

また、観光産業では、宿泊人数が県内全域で大きく落ち込み、特に、日光、鬼怒川、那須、塩原等の全国有数の観光地を抱える栃木県北部地区において、平成 23 年 4 月の旅館・ホテルの宿泊予約が対前年比▲90%と大幅に減少し、倒産や休業を余儀なくされるなど、地域経済に与える影響は少なくありません。

現在、被災された当信用組合のお客様である中小零細事業者に対しては、復興資金の活用等による金融円滑化に取組み、活性化を図っているところでありますが、放射能汚染及び風評被害は、これまでも疲弊していた地域経済に更なる悪影響を及ぼしており、その解消への取組みは長期化が見込まれております。

このため、地域経済の再生には、より一層の迅速かつ継続的な支援が必要であると認識しております。

【栃木県内の住家被害状況（平成 24 年 2 月 21 日現在）】

	全壊	半壊	一部損壊	合 計
被害棟数（棟）	265	2,074	69,285	71,624

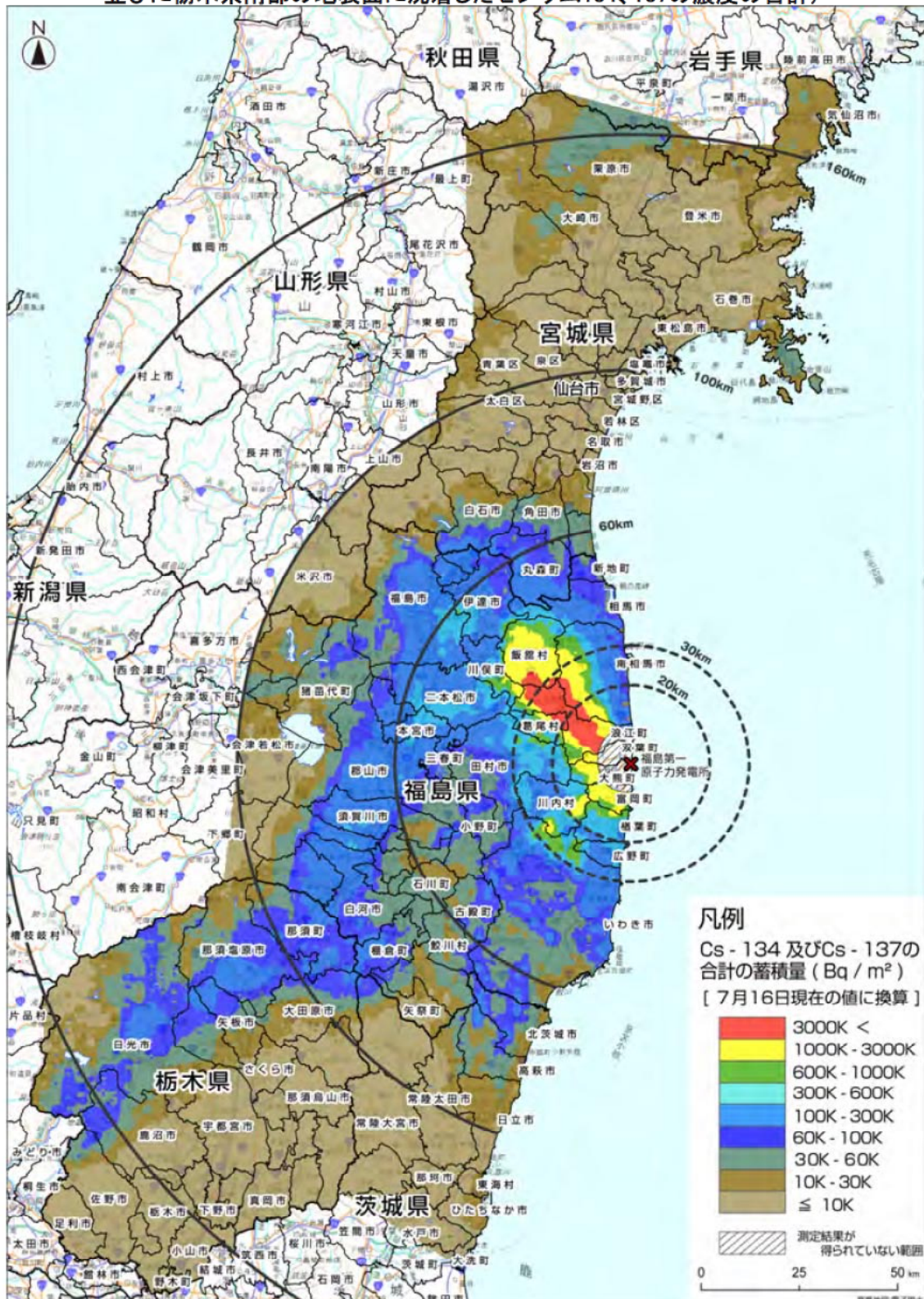
※ 出所：栃木県「地震による被害状況（人的被害・住家被害・ライフライン・道路状況）及び避難状況」

【栃木県内の農林水産関係被害額（平成 23 年 11 月 25 日現在）】

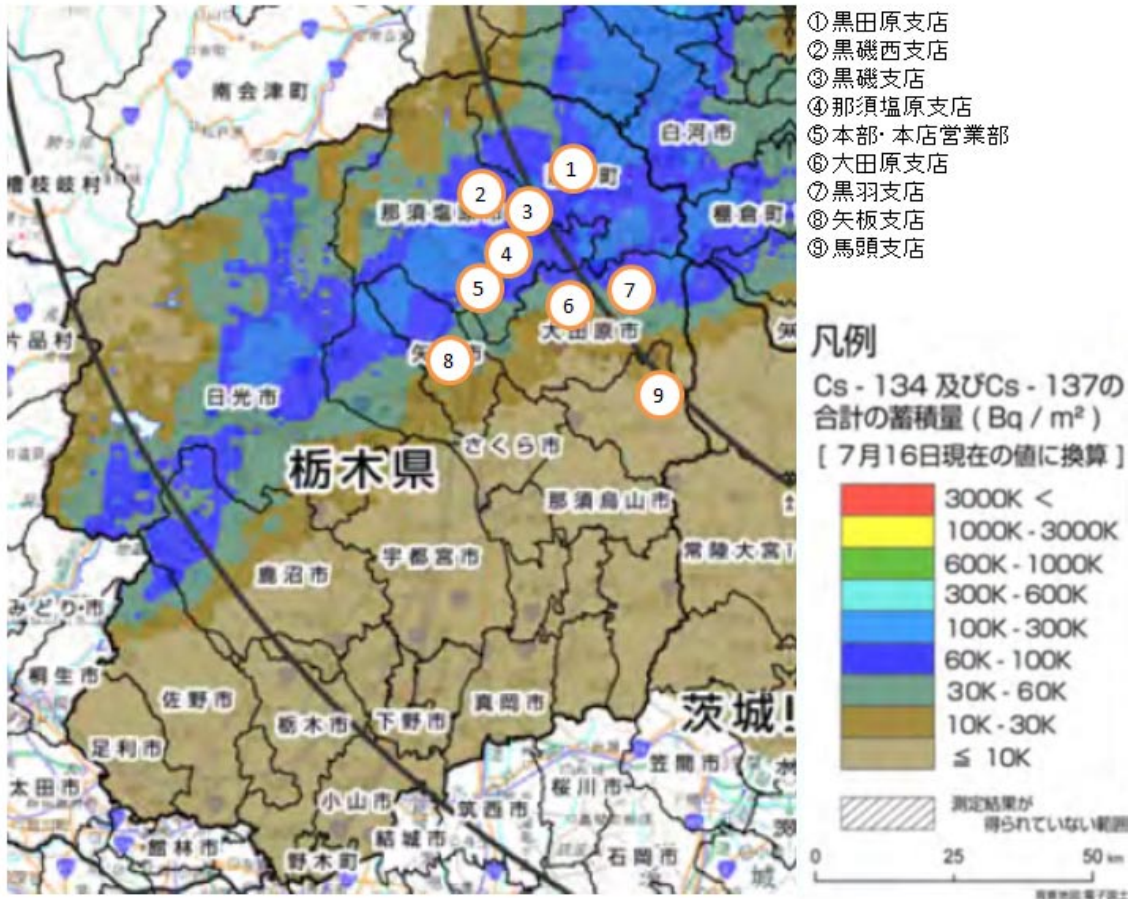
	農業・施設	農作物	林業関連	合 計
被害額（億円）	102	45	31	178

※ 出所：農林水産省「東日本大震災について～東北地方太平洋沖地震の被害と対応～」

文部科学省による航空機モニタリングの結果(改訂版)
 (福島第一原子力発電所から100,120kmの範囲及び宮城県北部
 並びに栃木県南部の地表面に沈着したセシウム134、137の濃度の合計)



【当信用組合の店舗所在地】



③ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢

当信用組合は、下記に掲げる企業理念と基本方針のもと、地域密着型の業務推進を着実に実践しながら、経営基盤の強化、内部管理態勢の整備・充実を図り、中小規模事業金融の円滑化、地域経済の再生・活性化に鋭意努めて参りました。

今般の東日本大震災、とりわけ原発事故による風評被害は、当信用組合のお客様である中小零細事業者やそこで働く勤労者に、売上・収入の減少等の悪影響を及ぼしており、回復までには相当の期間を要することが見込まれております。

この現況下、東日本大震災からの復興に資することは、まさに地域金融機関である当信用組合の使命と認識し、地域経済の再生に貢献するため、地域への円滑な資金提供とお客様のニーズに合わせた商品・サービスの提供を図るとともに、地域経済の活性化のために、企業活動のサポートや各種情報の提供を継続して参ります。

企業理念

- 1、組合員の経済的地位の向上を目指す。
- 2、地域の繁栄とともに生きる。
- 3、地域から愛され信頼される組合となる。

基本方針

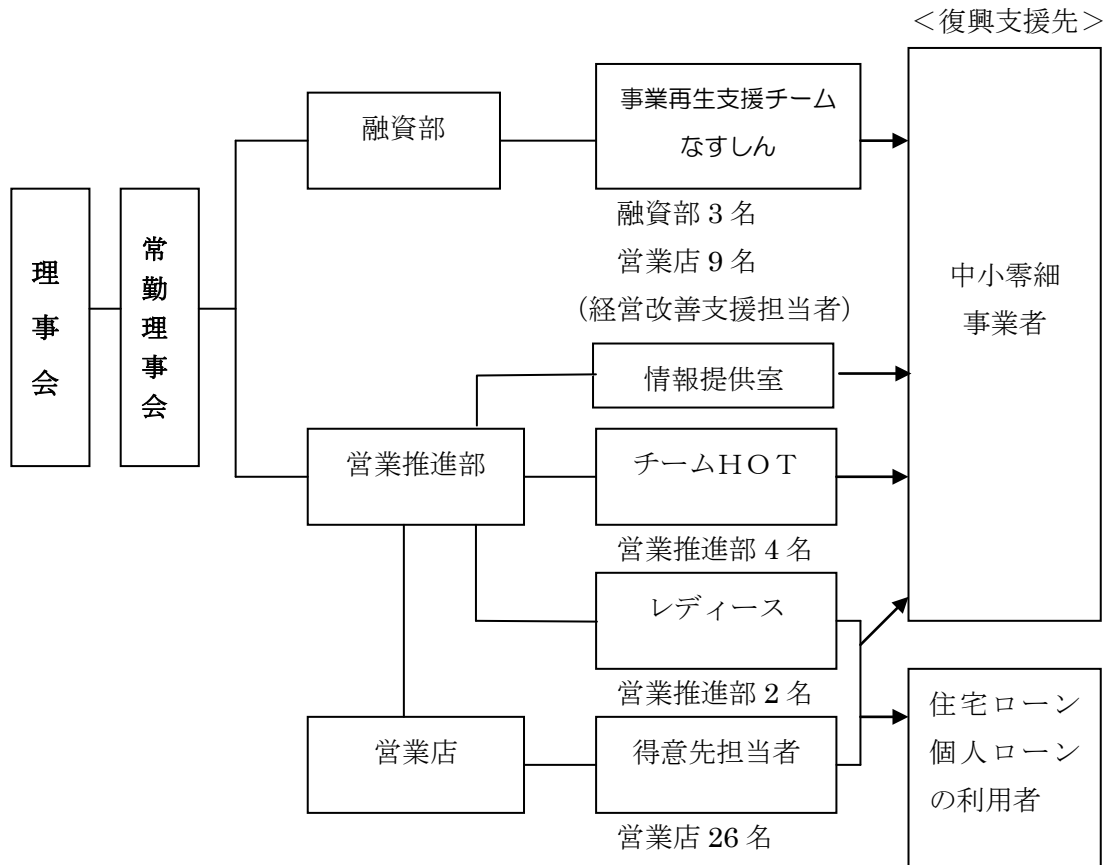
当信用組合は、協同組合組織として組合員の相互扶助を理念としております。地域に密着した金融機関として中小企業者や勤労者等の金融の円滑化と経済的地位の向上に寄与することを最大の基本とし、お客様から愛され信頼される金融機関を目指します。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当信用組合では、東日本大震災、とりわけ原発事故による風評被害を受けて業績が悪化しているお客様に対し、これまで以上に復興支援を進めることを目的とした支援体制を以下のように整え、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための取組みを強化して参ります。

【震災復興支援体制】



ア. 中小規模の事業者に対する経営改善支援

a. 「事業再生支援チームなすしん」の創設

融資取引のある中小零細事業者の事業再生を図る上で必要となる金融支援を行うための組織として、本部融資部内に「事業再生支援チームなすしん」を創設致します。

同チームには、部長を含む融資部職員3名のほか、全営業店に配置している「経営改善支援担当者」を所属させ、本部と営業店が一体となって事業再生計画の策定などの事業再生支援に取り組むことにより、サポート機能を強化して参ります。

また、会社分割による事業再生やDDS等を利用した金融支援、他の金融機関と協調して行う再生支援事案など、同チームでカバーしきれない事案については、「栃木県中小企業再生支援協議会」や栃木県の「経営改善特別相談窓口」等の外部機関や、専門家がいる外部コンサルタント会社等を活用して、迅速な再生支援を実現して参ります。

さらに、事業再生を図る上で必要不可欠なお客様への資金供給や収益基盤の確保については、「チームHOT」(後記)と連携を図り、お客様の再生に向けた支援を積極的に実施して参ります。

同チームの取組状況については、理事長を委員長とする進捗管理委員会(メンバー:常勤理事4名及び監査部職員)において、月次で管理致します。

また、取組みの進捗状況が芳しくない場合には役員が積極的に関与し、実効性を高めるよう管理を強化して参ります。

b. 信用供与の実施に係るシステムの活用

当信用組合では、信用組合業界において開発した信用リスク管理システムを平成20年4月に導入し、主なお客様であります中小零細事業者の特性を十分に考慮した管理指導を行うとともに、当システムによる信用格付に基づく当信用組合独自の融資商品を開発して信用供与の推進を図っております。

今後におきましても、当システムの活用により、お客様の財務内容の改善に向け、更なるサポートに努めて参ります。

イ. 地域に密着した営業活動の実践

a. 「チームHOT(ハッスル応援チーム)」の創設

熱き情熱を持ち、地域の中小零細事業者の資金ニーズに応え、復興支援の積極的推進を図ることを目的として、本部営業推進部内に「チームHOT(ハッスル応援チーム)」を創設致します。

同チームは、那須地区、旧黒磯地区、旧西那須野・矢板地区及び大田原・馬頭地区に担当者を各1名配置し、営業店の得意先担当者が担当していないお客様、特に純新規先や預金のみ取引先を中心に融資開拓活動を実施して参ります。

また、同チームの主たる業務は、営業店の得意先担当者との情報交換な

ど連携強化による事業性資金に係る取引先の新規開拓ですが、前記の「事業再生支援チームなすしん」と連携し、中小零細事業者の再生に向けた支援にも積極的に取り組んで参ります。

同チームの取組状況については、前記の進捗管理委員会において、PDCAサイクルの考え方を基本に、諸施策の進捗状況を月次で管理致します。また、取組みの進捗状況が芳しくない場合には必要に応じ業務推進部担当役員が改善を指示し、実効性を高めるよう管理を強化して参ります。

b. 「レディース」の活用

女子職員の得意先訪問活動を通じた戦力化を図るため、平成23年11月に営業推進部所属の呼称「レディース」を設置し、第1期生として2名を配置致しました。

現在の活動は、消費者ローン推進のほか、年金受給口座の獲得(主力商品)、定期預金、401K(個人型確定拠出年金)、保険商品、個人向け国債の販売であります。今後は、研修の実施等により商品知識を身に付けた上で、貸出金増強を目的とした事業性資金及び住宅ローンの推進活動の開始を検討して参ります。

また、人員増強についても、活動定着が図られた段階で検討して参ります。

なお、チームHOT及びレディースの活動状況につきましては、営業推進部担当役員を責任者とする推進会議を毎週金曜日に開催し、管理致します。

c. 相談窓口の設置

東日本大震災の発生翌日から、全営業店に、「緊急対応ご相談窓口」、「中小企業者向け融資窓口」、「住宅ローン利用者窓口」及び「災害復旧に関するローン相談窓口」を設置し、多くのお客様の相談に対応できるよう体制を整備致しました。

また、当信用組合では、金融庁による「リレーションシップバンキング(地域密着型金融)」の提唱当初よりお客様の状況に即した融資の条件変更対応を積極的に実施しておりますが、東日本大震災発生後におきましても、風評被害等を含め、被災後の生活環境等をヒアリングしながら弁済条件の緩和を行っております(平成23年4月から12月末までの条件変更対応:374先・52億98百万円)。

【当信用組合の事業性資金・住宅ローン利用先の月別条件変更実施状況】

(単位：先、百万円)

	4月		5月		6月		7月		8月	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性資金	26	272	51	831	76	811	28	315	38	607
住宅資金	2	3	0	0	2	17	3	24	5	57
合計	28	275	51	831	78	828	31	339	43	664
	9月		10月		11月		12月		合計	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性資金	29	748	32	500	28	277	51	816	359	5,177
住宅資金	0	0	0	0	1	15	2	5	15	121
合計	29	748	32	500	29	292	53	821	374	5,298

d . 中小零細事業者向け新商品の提供

東日本大震災による風評被害や長引く景気低迷等の影響を受けている地域の中小零細事業者に対して、幅広い資金ニーズに対応できる新たな商品の開発を検討して参ります。

なお、現在検討している新商品（平成24年4月取扱い開始予定）の概要は以下の通りであります。

【新商品の概要（案）】

商品名	ハッスル応援団
対象者	法人・個人事業主
融資限度額	500万円
資金使途	運転・設備資金
融資期間	運転5年・設備7年
融資金利	基準金利適用
担保・保証人	原則不要

e. 中小零細事業者向け既存商品の拡販

当信用組合では、地域経済の発展及び地域金融の円滑化を図るため、お客様の資金繰りをサポートし、中小零細事業者の事業発展に向けて長期的に安定した資金調達が可能となる以下の商品を提供しております。

当信用組合としましては、今後も更なる地域への円滑かつ適正な資金供給と金融サービスの提供の充実を図るべく、既存商品の提供及び新商品の開発に積極的に取り組んで参ります。

・「なすしんハッスルサポート」

当信用組合の信用格付に基づき融資対象先を選定し、栃木県信用保証協会保証にて、法人 1,000 万円、個人事業主 500 万円を融資限度とし、運転資金及び設備資金を提供しております。

・「なすしんハッスルサポートエクセレント」

当信用組合の信用格付に基づき融資対象先を選定し、プロパーにて、法人 5,000 万円、個人事業主 500 万円を融資限度とし、運転資金及び設備資金を提供しております。

・「しんくみビジネスローン」

全国しんくみ保証(株)保証にて、法人 500 万円、個人事業主 300 万円を融資限度とし、運転資金及び設備資金を提供しております。

・「しんくみビジネスポケットカードローン」

(株)プロミス保証にて、300 万円を融資限度とし、運転資金及び設備資金を提供しております。

【中小零細事業者向け商品の販売状況（平成 23 年 12 月末現在）】

（単位：百万円）

商品名	件数	金額	商品概要
なすしんハッスルサポート	559	2,744	当信用組合信用格付に基づき融資対象先を選定 融資限度法人 1,000 万円、個人事業主 500 万円 無担保・無保証（栃木県信用保証協会保証）
なすしんハッスルサポート エクセレント	158	1,771	当信用組合信用格付に基づき融資対象先を選定 融資限度法人 5,000 万円、個人事業主 500 万円 無担保・要保証人
しんくみビジネスローン	16	32	融資限度法人 500 万円、個人事業主 300 万円 無担保・無保証（全国しんくみ保証(株)保証）
しんくみビジネスポケット カードローン	180	28	融資限度 300 万円 無担保・無保証（(株)プロミス保証）
合 計	913	4,575	

※上記の表の件数、金額は実行累計。但し、しんくみビジネスポケットカードローンの金額は 23 年 12 月末残高

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア. 進捗管理委員会及び常勤理事会における検証

中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、前記の進捗管理委員会において、経営強化計画の進捗状況を月次で管理するとともに、諸施策の実効性を検証し、進捗状況が芳しくない場合には、所管部に対して原因究明及び改善策の検討・策定などを指示致します。

また、進捗管理委員会は、経営強化計画の進捗状況や所管部に対する指示事項を常勤理事会に毎月報告することで牽制機能を発揮し、実効性の確保に努めて参ります。

さらに、営業店における与信管理につきましては、常勤理事会が名寄せ後総与信1億円以上の大口与信先の取組方針を決め、その方針に掲げる施策の取組状況を融資部・融資管理部において管理し、四半期毎に常勤理事会に報告する体制としております。

常勤理事会は、お客様の状況と方針に掲げる施策の取組み等に乖離が生じた場合には、原因究明と改善策の検討・指示を行うなど、施策の検証を行っておりますが、更に管理を必要とするお客様について、月1回担当部から改善状況の進捗報告を受けるなど、今後とも進捗管理を強化して参ります。

イ. 理事会における検証

理事会は、2ヶ月毎に常勤理事会から経営強化計画の取組状況の報告を受け、進捗状況を把握するとともに、非常勤理事による知識、経験等に基づいた幅広い視点からの適時適切な実効性の検証を行い、常勤理事会に対して改善策の検討・策定などを指示致します。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

当信用組合では、信用リスク管理システムに基づき取引方針を決定しておりますが、格付に応じて信用貸の枠を設けるなど、担保又は保証に過度に依存しない融資を実践しております。

具体的には、無担保・無保証商品であります前記の「なすしんハッスルサポート」、「しんくみビジネスローン」、「しんくみビジネスポケットカードローン」を取扱っており、渉外活動の徹底によるお客様ニーズの把握により推進しております。

また、前記のとおり、担保・保証を原則不要とする新商品を開発し、平成24年4月から取扱いを開始する予定としております。

今後におきましても、これらの商品について、「チームHOT」の創設など営業力・渉外活動の強化を図りつつ、お客様のニーズを踏まえて迅速に対応して参ります。

(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

当信用組合の主要な営業基盤である栃木県北部は、東日本大震災による直接的な被害に加え、原発事故の長期化による風評被害により、地域全体の消費が縮小するなど地域経済に深刻な影響を受けております。

こうした中、当信用組合の全与信先4,701先を対象として、訪問や電話連絡等により、建物・店舗や機械の損壊等の直接被害、及び売上減少等の風評被害の状況を確認した結果、被災債権は、342先（総貸出に占める割合7.28%）、85億51百万円（同19.47%）となっております。

被災債権の被災度合いについては、建物・店舗の全壊又は50%超の売上減少により事業や生活に大きな影響を受けている「被害大」が31先・6億68百万円、建物・店舗の半壊又は売上が20～50%減少した「被害中」が81先・15億70百万円、建物・店舗の一部損壊や機械の破損等又は仕入コスト増による収益減等はあるものの、事業や生活への影響が軽微な「影響小」が230先・63億11百万円となっております。

【当信用組合の被災債権の調査実施状況（平成23年12月末現在）】

（単位：先、百万円）

	当信用組合の与信先		調査先数		調査債権額	
	先数	債権額	先数	構成比	債権額	構成比
事業性資金	1,558	22,073	1,558	100.00%	22,073	100.00%
住宅ローン等	3,143	21,840	3,143	100.00%	21,840	100.00%
合計	4,701	43,913	4,701	100.00%	43,913	100.00%

【当信用組合の信用供与先の被害状況（平成23年12月末現在）】

（単位：先、百万円）

	被災先数	（構成比）	被災債権額	（構成比）
事業性資金	301	6.40%	8,199	18.67%
被害大	29	0.62%	649	1.48%
建物・店舗全壊	1	0.02%	2	0.01%
50%超の売上減	28	0.60%	647	1.47%
被害中	80	1.70%	1,570	3.58%
建物・店舗半壊	3	0.06%	215	0.49%
20～50%の売上減	77	1.64%	1,354	3.08%
被害小	192	4.08%	5,979	13.62%
建物・店舗一部損壊	44	0.94%	1,873	4.27%
機械破損等	10	0.21%	345	0.79%
仕入コスト増による 収益減等	138	2.94%	3,760	8.56%
住宅ローン等	41	0.87%	351	0.80%
被害大（全壊）	2	0.04%	19	0.04%
被害中（半壊）	1	0.02%	0	0.00%
被害小（一部損壊）	38	0.81%	332	0.76%
合 計	342	7.28%	8,551	19.47%
総貸出	4,701	100.00%	43,913	100.00%

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

当信用組合では、地域の中小零細事業者及び個人の皆様に対し十分かつ円滑な資金供給を行っていくことを改めて強く決意し、国や地方公共団体をはじめとする行政や公的機関、信用組合業界の系統中央機関である全信組連などの外部関係者の協力を仰ぎながら、資金供給を強力に実行して参ります。

主な施策につきましては以下のとおりです。

ア. 相談機能の強化

当信用組合では、被災者の方々の金融支援に取り組むため、全営業店に各種相談窓口を開設しておりますが、今後とも地域の皆様に円滑な金融仲介を行うため、お客様からの様々な相談に応じられるよう、事業再生に係る研修等を実施するなど相談窓口担当者や渉外担当者のスキルアップを図って参ります。

また、「事業再生支援チームなすしん」、「チームHOT」の創設により、得意先担当者のサポートや両チーム間の情報交換などによる連携強化を図り、東日本大震災発生後のお客様の業績や生活環境等のヒアリングを強化し、お客様の実態に合った金融支援を行えるよう、これまで以上に相談機能を強化して参ります。

イ. 経営改善支援担当者の活用

当信用組合では、東日本大震災発生前より全営業店に「経営改善支援担当者」を配置しておりますが、今後は、同担当者を本部融資部内に創設する「事業再生支援チームなすしん」に所属させることで、これまで以上に支援強化を図って参ります。

具体的には、統括部門である融資部と各営業店の「経営改善支援担当者」が一体となって経営改善計画の策定をサポートするなど、お客様の経営改善に向けた支援を行って参ります。

また、経営改善計画書を策定したお客様については、営業店において実態を把握し、きめ細かな支援を行って参ります。

ウ. 貸付条件の変更対応による支援

当信用組合では、東日本大震災の影響により既往の返済条件による履行が困難になったお客様からの相談に対し、弁済条件の緩和等貸付条件の変更に積極的に応じております（平成23年4月から12月末までの条件変更対応：374先・52億98百万円）。

この結果、ピーク時（平成23年4月末）には627件・69億48百万円に増加しました延滞債権は、平成23年12月末では432件・49億96百万円となっております（ピーク時比195件・19億52百万円減少）。

今後におきましても、被災されたお客様の状況を把握しながら、必要に応じて元本据置や金利引下げ等の柔軟な対応を行って参ります。

エ. 震災復興に向けた新商品の提供等

a. 事業者向け復興融資

当信用組合では、被災したお客様の復興支援の一環として、営業店の得意先担当者及び融資専担者がお客様を訪問し、被災状況等をヒアリングした上で、制度融資等の説明や積極的な提案を実施するなど、復興に向けた円滑な資金供給に努めております。

この結果、東日本大震災発生以降の事業性資金の新規融資実績は、556件・45億37百万円（平成23年12月末現在）となっております。

今後におきましても、地域の中小零細事業者の資金ニーズに応え復興支援の積極的推進を図る「チームHOT」や、中小零細事業者の事業再生を図る上で必要となる金融支援を行う「事業再生支援チームなすしん」の活動を推進するなど、引き続き復興に向けた円滑な資金供給に努めて参ります。

また、平成24年4月から取扱い開始予定の新商品「ハッスル応援団」のほか、原発事故による風評被害や長引く景気低迷等の影響を受けている地域の中小零細事業者に対して、幅広い資金ニーズに対応できる新たな商品の開発を検討して参ります。

【震災以降の事業性資金新規融資実績（平成23年12月末現在）】

（単位：件、百万円）

		件数	金額
事業性資金新規融資		556	4,537
うち 制度 融 資	東日本大地震災害緊急資金（国）	15	418
	東北地方太平洋沖地震緊急対策資金（栃木県）	20	161
	大震災緊急支援資金（那須塩原市）	78	354
	大震災緊急支援資金（那須町）	61	353
	（制度融資計）	174	1,286

b. 被災者への生活支援融資

当信用組合では、東日本大震災による災害復旧資金として、平成23年3月から、金利を優遇した「災害復旧ローン」の販売を開始致しました。（平成23年12月末現在、16件・25百万円）

この商品は、住宅等の補修、家具家電や車両の補修・買換え等、幅広く利用できるものとなっており、今後におきましても、継続してお客様の資金需要の把握に努め、販売を推進して参ります。

また、既存商品である「チョイス（フリーローン）」、「カーライフローン」及び「リフォームローン」等につきましても、営業推進部所属の「レディー

ス」や営業店得意先担当者の活動強化などにより、積極的に推進して参ります。

さらに、住宅ローンにつきましては、既存の商品により、既存住宅ローンと新規リフォームローンの一本化の取組みを図って参ります。

オ. 人材の戦略的な再配置

当信用組合では、一部店舗の損壊等の被害はあったものの、全営業店で通常営業を行っております。また、震災翌日から、全営業店に各種相談窓口を設置したほか、得意先担当者及び融資専担当者によるお客様の被害状況等の把握を行うなど、被災後のお客様からの相談対応体制を整えております。

今後におきましては、中小零細事業者への円滑な信用供与による震災復興を図るため、店舗戦略の見直しを通じて人材の戦略的な再配置を実施して参ります。

具体的には、一部店舗の無人化等により生み出される人員を適性に応じて基幹店舗を中心に再配置するとともに、本部に創設する「事業再生支援チームなすしん」、「チームHOT」等の震災復興関連部門に傾斜配分することで、本部と営業店が一体となった復興支援体制を整備し、中小零細事業者ごとの詳細な状況把握・資金ニーズの対応を積極的に図り、風評被害等からの復興及び地域経済の活性化に積極的に取り組んで参ります。

カ. 被災したお客様の事業再生・事業承継に向けての支援

ア. 事業再生に対する支援

当信用組合では、全営業店に「経営改善支援担当者」を配置し、経営改善支援先（平成23年度取組先30先、うち被災先15先）に対する経営改善計画の策定支援等のほか、栃木県の制度融資である「中小企業再生支援資金」も活用（平成23年12月末現在1件・1百万円）するなど、お客様の事業再生支援に取り組んでおります。

また、ビジネスマッチング情報等お客様のニーズに応えるため、営業推進部内に「情報提供室」を設置しているほか、栃木県内の金融機関の協賛によるビジネスマッチングの取組みである「ものづくり企業展示・商談会」、「とちぎ食の展示・商談会」等への参加や、全国の信用組合及びその組合員同士の取引やビジネスマッチングによる相互扶助を目的に構築された「しんくみネット」への登録等により、新たな販路や仕入先の開拓に係る情報を提供しております。

今後におきましても、東日本大震災、とりわけ原発事故による風評被害を受けたお客様につきまして、本部融資部内に創設する「事業再生支援チームなすしん」を中心に、被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の定性面の実態把握に努め、事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を強化し、必要運転資金の融資や、財務内容改善に係る提案・助言等の支援を積極的に実

施して参ります。

また、各営業店に情報提供管理者1名を配置して「情報提供室」の態勢を強化するほか、引き続き外部の商談会等に参加するなど、お客様の事業再生に向けた支援に積極的に取り組んで参ります。

【平成23年度におけるビジネスマッチングの取組状況】

ものづくり企業展示・商談会 (栃木県内事業者対象)	平成23年10月実施。参加企業131社 参加者数約1,200人
とちぎ食の展示・商談会 (栃木県内事業者対象)	平成24年1月実施。参加企業164社 参加者数約1,700人
しんくみネット(県内外対象)	平成24年1月末現在の登録先数128先
上記取組みにおける実績	平成24年1月末現在 商談中1社

b. 事業承継に対する支援

当信用組合の主なお客様である中小零細事業者の中には、今般の東日本大震災を契機に経営の代替わりを進めるなど、事業の承継を検討する先があると想定されますことから、事業承継を行うことによって発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との連携を図り、事業承継を支援できる態勢を構築して参ります。

また、地元商工会等が開催する中小企業診断士による「事業承継に関する講座」等との連携や、当信用組合独自での事業承継に関するセミナーの開催等を検討して参ります。

キ. 二重ローン問題等への対応

東日本大震災、とりわけ原発事故による風評被害を受けたお客様の中には、既存の債務と震災後の事業や生活の再建に向けた新たな債務を負う、いわゆる二重ローン問題が生じることも予想されます。

現時点において二重ローン問題に関する相談等はありませんが、今後、具体的事案が生じた場合には、以下の事項に取り組んで参ります。

a. 中小企業再生支援協議会との連携

栃木県中小企業再生支援協議会との連携を図り、当該協議会の相談窓口を通じ、外部の専門家の様々な知識・経験を活用することで、実現可能性の高い抜本的な再生計画の策定支援を行うなど、東日本大震災により影響を受けた中小零細事業者の事業再建に資する取組みを推進して参ります。

また、こうした事業再生においては、DDS等を含めた金融支援についても検討して参ります。

b. 事業再生ファンド等の活用

・「東日本大震災事業者再生支援機構」

東日本大震災による被害により、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として設立された「東日本大震災事業者再生支援機構」について、その特性を考慮の上、対象となるお客様に事業再生の機会をご提供できるよう、活用を検討して参ります。

・「しんくみ리카バリ」

お客様の特性・状況等に応じて、全信組連との連携を図りながら、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみ리카バリ」の活用を検討して参ります。

【再生ファンド「しんくみ리카バリ」の概要】

ファンド名	しんくみ리카バリ
営業者	しんくみ리카バリ株式会社
匿名組合員	株式会社あおぞら銀行
対象債権	一時的な収益悪化や本業以外の事情により債務超過などに陥っているが、技術力や将来性などを背景に、再生可能性のある中小企業向け貸付債権等、及び債権回収の局面でリレバンにも配慮した対応が必要となる貸付債権等
業務委託	再生支援業務・債権管理等は、しんくみ리카バリ株式会社よりあおぞら債権回収株式会社に委託
設立時期	平成20年3月
事業期間	5年間を目処
ファンド総額	第一弾として30億円設定。その後は案件に応じて増枠の予定

c. 私的整理ガイドラインに基づく債務整理への対応

平成23年8月より取扱いが始まりました個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請につきましては、現時点において当信用組合へのお申出はありませんが、制度の導入趣旨に鑑み、ガイドラインの周知や利用勧奨を含め、お客様の意向や状況を最大限に考慮した上で、弁護士や税理士とも連携し、ガイドラインに沿った債務整理等の適切な対応を図って参ります。

ク. 人材育成

東日本大震災の被災地域における復興支援の実効性向上のためには、これに対応できる人材の育成が第一であり、従来から注力してきた研修の更なる充実に加え、経営改善支援担当者を活用した震災への対応事例・ノウハウの蓄積や情報の共有化のほか、東日本大震災関連の公的支援制度等に係る研修会や各種内部勉強会等を着実に実施し、職員のスキルアップを図って参ります。

また、お客様の新たな資金ニーズや、担保や保証に過度に依存することのない、より地域の実態に即した与信審査・管理手法等を構築するため、全信組連からの指導・助言やモニタリング、監査機構による監査等を受けることで、外部からの視点も取り入れながら人材の育成を図って参ります。

ケ. 地方公共団体等への支援

当信用組合の営業エリアでは、6市町（矢板市・大田原市・那須塩原市・日光市・塩谷町・那須町）が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されるなど、今後、各地方公共団体において、拡散した放射性物質の除去・除染作業の実施に伴う各種復興事業費が発生することが想定されます。

当信用組合では、地域金融機関として、これら行政の諸活動において必要となる資金需要に積極的かつ十分に応じることが、地方財政の安定化と地域経済の復興に貢献するものであるとの認識のもと、円滑な信用供与を通じ、地方経済の発展に寄与して参ります。

コ. 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」の利用

当信用組合では、日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」に基づく「被災信組支援融資」を、全信組連を通じて利用し、潤沢な手元資金を確保することで、被災者の資金需要に応える態勢を整えております。

サ. 当信用組合並びに信用組合業界による被災地支援の取組み

a. 当信用組合の取組み

当信用組合では、役職員、組合員及び一般のお客様を対象に義捐金活動を実施し、日本赤十字社を通じて東日本大震災の被災地に義捐金を贈呈致しました。

また、平成23年6月から東日本大震災の被災者支援を目的とした信用組合業界の統一スキームである「復興定期・希望」の取扱いを開始しており（平成24年5月31日まで取扱い）、残高に応じた一定割合の額を寄付金として被災地に贈ることとしております（平成23年12月末現在、165件・3億40百万円）。

b. 信用組合業界の取組み

信用組合業界では、東日本大震災の発生を受け、全国の信用組合やその役員からの第一次分の義捐金を取り纏め、平成23年5月に日本赤十字社を通じて被災地に贈呈したほか、同年10月には信用組合業界の中央団体である全国信用組合中央協会が、日本赤十字社に寄付金を贈呈しております。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

お客様からの創業や新規事業開拓に係る相談があった場合には、商工会等と連携し、会計士や司法書士の紹介等を行うほか、栃木県の制度融資である「創業支援資金」や「新事業開拓支援資金」を活用するなど、創業や新規事業開拓に対する支援に取り組んでおります。

今後におきましては、上記取組みに加え、各営業店に情報提供管理者1名を配置して「情報提供室」の態勢を強化するとともに、各種団体や地域の商工会議所・商工会等と連携し、新たな事業開拓に係る営業情報の収集及び発信機能の強化に努めて参ります。

また、全国信用組合中央協会が平成24年4月に開設する「しんくみ創業塾」の研修会に積極的に参加し、創業支援に対するスキルアップを図るほか、創業・新事業支援に関する相談会等の開催についても検討して参ります。

【創業又は新事業開拓に係る制度融資実績（平成23年12月末現在）】

（単位：件、百万円）

	件数	金額
創業支援資金	23	37
新事業開拓支援資金	1	12

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

東日本大震災からの復興が長期化することが見込まれる中で、中小零細事業者が抱える経営問題は様々であり、当信用組合に対しましても、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しております。

事業再建や経営改善支援に係る相談につきましては、経営改善支援先（平成23年度取組先30先）に対する経営改善計画策定のアドバイスや、外部コンサルタントの紹介による経営指導、県の相談窓口や栃木県再生支援協議会等の活用による専門的なお客様サポートを行っており、今後も積極的に取り組んで参ります。

また、各営業店に情報提供管理者1名を配置して「情報提供室」の態勢を強化するほか、栃木県内の金融機関の協賛によるビジネスマッチングの取組みである「ものづくり企業展示・商談会」、「とちぎ食の展示・商談会」等への参加により、新たな販路や仕入先の開拓に係る営業情報を提供するなど、お客様の支援に積極的に取り組んで参ります。

さらに、お客様の東日本大震災からの復興支援のため、必要運転資金の融資のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や経営改善計画についての提案・助言等の支援を積極的に実施して参ります。

③ 早期の事業再生に資する方策

ア. 支援態勢の確立

当信用組合では、前記のとおり、全営業店に「経営改善支援担当者」を配置し、経営改善支援先に対する経営改善計画の策定支援等のほか、栃木県の制度融資である「中小企業再生支援資金」も活用するなど、お客様の事業再生支援に取り組んでおります。

また、東日本大震災により被災したお客様について、「事業再生支援チームなすしん」を中心に、被災後の経営環境の変化や財務情報等の定量面における状況把握を行うほか、ヒアリングやモニタリングにより、経営者の定性面の実態把握に努め、事業再生に向けた取組方針を策定する態勢を構築致しました。

今後におきましては、早期の事業再生が必要と認められるお客様について、「事業再生支援チームなすしん」を中心に、事業再生に向けた計画の策定支援等に積極的に取り組んで参ります。

イ. 外部機関との連携

お客様の状況を総合的に勘案した上で、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との協働、栃木県の「経営改善特別窓口」や中小企業再生支援協議会との連携のほか、信用組合業界の再生ファンドである「しんくみりカバリ」の活用を検討して参ります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

ア. 事業承継支援の取組み

現時点において、事業承継に関する相談等はありませんが、当信用組合のお客様である中小零細事業者の中には、高齢等の理由から事業の承継を検討する先があると想定されますことから、事業承継を行うことによって発生する税務面や法務面等の各種課題に対する支援を適切に行えるよう、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家との連携を図り、事業承継を支援できる態勢の構築を検討して参ります。

イ. 「事業承継セミナー」の開催

地元商工会等が開催する中小企業診断士による「事業承継に関する講座」等との連携を図るほか、事業承継に関するセミナーの開催等を検討して参ります。

第3 全信組連による優先出資の引受に係る事項

(1) 優先出資の金額・内容

1. 種類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日(払込日)	平成24年3月30日(金)(予定)
3. 発行価額 非資本組入額	1口につき10,000円(額面金額1口100円) 1口につき5,000円
4. 発行総額	7,000百万円
5. 発行口数	700,000口
6. 配当率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト (平成24年3月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込日から平成24年3月31日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。) ただし、日本円TIBOR(12ヶ月物)または8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する(当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。) ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

(2) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方法

① 必要資本額の根拠

平成23年3月末における当信用組合の自己資本比率は5.55%であり、国内基準に求められている4%を上回っております。

しかしながら、当信用組合の主要な営業基盤である栃木県北部地区においては、

東日本大震災の直接的または間接的な影響を受けたお客様、とりわけ当信用組合の主要なお取引先である中小零細事業者は、かつてないほど厳しい状況に直面しております。こうした中、当信用組合に協同組織金融機関として期待されている役割と責任は極めて重大であり、当信用組合としては、それらを果たしていくため、なお一層の努力が必要であるとともに、円滑な金融仲介機能を発揮し、地域の面的再生に資するためには、強固な財務基盤を構築する必要があるものと認識しております。

また、原発事故による放射能汚染及び風評被害は長期化が予想されることから、当信用組合としては、予防的に自己資本の増強を行い、将来にわたって適切かつ積極的な信用供与を行っていく態勢を早急に整えなければならないと認識しております。

具体的には、強固な財務基盤を背景に、東日本大震災からの復興に資する方策をはじめ、経営強化計画に掲げた方策を着実に実践し、また十分かつ円滑な資金供給を継続することを通じ、地域経済の再生・発展に貢献していかねばなりません。

このため、今般、70億円の資本増強により、東日本大震災の影響による信用リスクの拡大や有価証券価格の下落への耐性を高め、地域経済や金融市場の急激な変動にも耐えうる財務基盤を確保し、被災者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮に万全を期して参ります。

なお、平成24年3月期決算においては、金融機能強化法の活用を機に、今後の信用リスク・市場リスクを極力排除するため、思い切った損失処理を実施したいと考えております。このため、可能な限り貸付債権について今後の東日本大震災の影響も加味した保守的な自己査定を行うとともに、有価証券について積極的な減損処理を実施することを検討して参ります。

② 当該自己資本の活用方針

今般の資本増強により財務基盤の充実・強化が図られ、経営の安定を確保することが可能となりますので、今後は、東日本大震災からの地域経済の再生に向け、当信用組合の主要なお取引先である中小零細事業者をはじめとするお客様への十分かつ円滑な資金供給を積極的かつ継続的に実践して参ります。

【自己資本比率とTier 1比率の見込み】

	23/3実績	24/3見込	25/3計画	26/3計画	27/3計画	28/3計画
自己資本比率	5.55%	16.2%程度	16.5%程度	16.9%程度	17.4%程度	18.0%程度
Tier 1比率	5.07%	15.6%程度	15.9%程度	16.4%程度	16.8%程度	17.4%程度

第4 収益の見通し

(1) 平成23年3月期決算の概要

① 預金・譲渡性預金

預金・譲渡性預金残高は、個人預金が増加（前期比+70百万円）したものの、依然として厳しい経済環境の中で手持ち流動資金の取崩し等もあり、一般法人預金が増加（同▲615百万円）したことなどから、全体では、前期比214百万円減少し84,980百万円となりました。

② 貸出金

貸出金残高は、中小零細企業の資金需要の低迷等により、一般法人向け貸出が大幅に減少（前期比▲1,238百万円）したほか、個人事業主を含む個人向け貸出も減少（同▲338百万円）したことなどから、全体では、前期比2,001百万円減少し44,547百万円となりました。

【資産・負債の状況】

(単位：百万円)

	22/3期	23/3期	22/3期比
	実績	実績	
資 産	89,141	88,272	▲869
うち貸出金	46,548	44,547	▲2,001
うち有価証券	15,947	17,780	1,833
負 債	86,975	86,502	▲473
うち預金・譲渡性預金	85,194	84,980	▲214
うち借入金	711	622	▲89

③ 損益

資金需要の低迷や利回り低下から貸出金利息収益が減少したほか、急激な為替の円高から有価証券運用益が減少したことなどにより、コア業務純益は、前期比112百万円減少し200百万円となりました。

また、株式市場の低迷等の影響により取得価格に比べ時価が著しく下落した有価証券の減損処理を行ったほか、担保評価の見直し等により貸倒償却引当費用が同324百万円増加したことから、経常損益は、同341百万円減少し379百万円の損失となりました。

以上の結果、当期純損益は、同449百万円減少し373百万円の損失となりました。

④ 自己資本比率

貸出金の減少や貸倒引当金の積み増し等によりリスク・アセット額が減少（前期比▲2,602百万円）したものの、自己資本額も減少（同▲426百万円）したことから、自己資本比率は、0.75%低下し5.55%となりました。

⑤ 金融再生法開示債権等

金融再生法開示債権は、部分直接償却や債権売却のオフバランス化を実施（302百万円）したことから、前期比388百万円減少し、不良債権比率は、同0.17ポイント低下し14.24%となりました。

（2） 収益の見通しの概要

当信用組合は、平成24年3月期決算において、金融機能強化法の活用を機に、今後の信用リスク・市場リスクを極力排除するため、思い切った損失処理を実施したいと考えております。このため、可能な限り貸付債権について今後の東日本大震災の影響も加味した保守的な自己査定を行うとともに有価証券について積極的な減損処理を実施することを検討しております。

以下の見通しは、平成24年3月期決算でこうした会計処理を行うことを前提として記載しております。

① 平成24年3月期決算の見通し

資金利益については、被災者向け融資に積極的に取り組んでいるものの、利回り低下により、前期比108百万円減少の1,266百万円程度を見込んでいます。一方、経費については、職員賞与の削減や退職金規定の見直し等により、同58百万円減少の1,093百万円程度を見込んでおり、この結果、コア業務純益は、同47百万円減少の153百万円程度を見込んでいます。

また、上記のとおり、平成24年3月期決算においては、今後の信用リスク・市場リスクを極力排除するため、思い切った損失処理を実施することとしており、貸倒償却引当費用2,451百万円程度のほか、有価証券関係損失597百万円程度を計上し、経常利益は、2,890百万円程度の損失を見込んでいます。

加えて、繰延税金資産495百万円の取崩しにより、当期純損益は、3,271百万円程度の損失を見込んでいます。

なお、繰越損失については、平成24年6月開催予定の定時総代会の承認等を経て、資本準備金の額の減少により全額を一掃し、配当に向けた態勢を整備して参ります。

② 平成 25 年 3 月期以降の決算の見通し

平成 25 年 3 月期以降の決算につきましては、経営強化計画に基づく施策を着実に実施することで地域とともに発展し、収益力の強化、収益の積み上げを着実に図って参ります。

決算の見通しは次のとおりです。

【収益の見通し】

(単位：百万円)

	23/3 期	24/3 期		25/3 期	26/3 期	27/3 期	28/3 期
	実績	見通し	23/3 比	見通し	見通し	見通し	見通し
業務粗利益	1,327	649	▲678	1,215	1,236	1,247	1,268
資金利益	1,374	1,266	▲108	1,233	1,254	1,265	1,286
役員取引等利益	▲27	▲22	5	▲20	▲20	▲20	▲20
その他業務利益	▲19	▲595	▲576	2	2	2	2
経費	1,151	1,093	▲58	1,037	1,010	990	990
コア業務純益	200	153	▲47	178	226	257	278
貸倒償却引当費用	541	2,451	1,910	75	86	116	109
一般貸倒引当金	▲41	20	61	10	-	-	-
個別貸倒引当金	505	2,206	1,701	65	86	116	109
経常利益	▲379	▲2,890	▲2,511	83	120	121	149
特別損益	28	118	90	9	9	9	9
当期純利益	▲373	▲3,271	▲2,898	88	125	126	154
利益剰余金	▲304	▲3,271	▲2,967	88	189	291	421

第 5 剰余金の処分の方針

平成 23 年 3 月期は、東日本大震災の影響等により、与信費用が増加し、373 百万円の純損失を計上したことから、当期末配当を無配としました。

平成 24 年 3 月期におきましても、東日本大震災関連の追加損失を計上することから、当期純損益は 3,271 百万円程度の損失を見込んでおり、無配とする方針です。ただし、当期に発生する繰越損失については、平成 24 年 6 月開催予定の定時総代会の承認等を経て、資本準備金の額の減少により全額を一掃し、配当に向けた態勢を整備して参ります。

また、経営強化計画の着実な実践を通じて地域経済の再生を図っていく中で、収益力の回復に努め、平成 25 年 3 月期末より配当を実施・継続して参りたいと考えております。

なお、こうした取組みの結果、平成 48 年 3 月期末において、当期純利益は 374 百万円程度に回復し、その他剰余金は 5,510 百万円程度まで積み上がると見込んでおります。

《当期純利益、利益剰余金の見通し》

(単位：百万円)

	23/3末実績	24/3末見込	25/3 末計画	26/3 末計画	27/3 末計画	28/3 末計画
当期純利益	▲373	▲3,271	88	125	126	154
利益剰余金	—	—	88	189	291	421
その他剰余金	—	—	80	163	239	343

	29/3 末計画	30/3 末計画	31/3 末計画	32/3 末計画	33/3 末計画	34/3 末計画
当期純利益	208	294	295	308	336	344
利益剰余金	605	875	1,146	1,430	1,742	2,062
その他剰余金	495	724	951	1,187	1,450	1,718

	35/3末計画	36/3末計画	37/3 末計画	38/3 末計画	39/3 末計画	40/3 末計画
当期純利益	358	377	376	377	378	353
利益剰余金	2,396	2,749	3,101	3,454	3,808	4,137
その他剰余金	1,997	2,290	2,578	2,863	3,146	3,403

	41/3 末計画	42/3 末計画	43/3 末計画	44/3 末計画	45/3 末計画	46/3 末計画
当期純利益	354	355	357	358	370	371
利益剰余金	4,467	4,798	5,131	5,465	5,811	6,158
その他剰余金	3,660	3,917	4,175	4,434	4,702	4,970

	47/3末計画	48/3末計画
当期純利益	373	374
利益剰余金	6,507	6,857
その他剰余金	5,238	5,510

第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

① ガバナンス体制

当信用組合では、経営全般を管理・監督する機関及び重要な経営上の意思決定機関として、常勤理事4名と非常勤理事5名で構成する理事会を設置しております。なお、理事会には、業務執行に係る監査の一環として、常勤監事1名及び員外監事を含む非常勤監事2名も出席しております。

理事会では、「内部統制基本方針」や、これに基づく「法令等遵守基本方針」、「統合的リスク管理方針」、「自己資本管理方針」及び「顧客保護等管理方針」を制定し、「法令等遵守規程」等の各種規程を整備した上で、これらの重要性をあらゆる機会を通じて全役職員に対して周知徹底することで、透明性のある業務運営及び適切な経営管理態勢の確保に努めております。

また、日常業務においては、常勤理事及び常勤監事で構成する常勤理事会を毎週月曜日と水曜日に開催して、業務執行に係る検討及び必要な決議を行い、健全かつ適切な運営の確保に努めております。

さらに、大口先に係る融資や組合運営における重要事項については、常勤理事と非常勤理事で構成する理事審査会を随時開催し、事前協議を実施しております。

今後におきましても、内部統制基本方針等に沿って、業務の健全かつ適切な運営の確保に努めて参ります。

② 内部統制基本方針に基づく監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直轄の組織とし、その独立性を確保しております。

監査部は、「内部統制基本方針」に基づき制定している「内部監査基本方針」に則り、各部店における内部管理態勢、顧客保護等管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の有効性を評価し、問題点の発見・指導に留まらず、改善方法にまで踏み込んだ提言を行っております。また、これらの結果については、本部各部と情報を共有し連携するとともに、全部店にも還元することで、監査の実効性の確保を図っております。

今後におきましても、「内部監査基本方針」に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

③ 経営強化計画の進捗管理

経営強化計画につきましては、前記のとおり、理事長を委員長とする進捗管理委員会において、諸施策の進捗状況を月次で管理するとともに、諸施策の実効性を検証し、進捗状況が芳しくない場合には、所管部に対して原因究明及び改善策の検討・策定などを指示致します。

また、経営強化計画の進捗状況や所管部に対する指示事項については、定期的に常勤理事会及び理事会に報告することで牽制機能を発揮し、実効性の確保に努めて参ります。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために、監事（常勤1名、非常勤2名）を選任しております。監事は、理事会その他重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、業務監査及び会計監査を通じ判明した問題等について、必要な提言や勧告等を行っております。また、当信用組合の内部監査部門である監査部と連携し、業務執行の適切性を検証した上で、その結果を理事会等に報告しております。

なお、監査部につきましては、他部門との利益相反関係の遮断と独立性の確保の観点から理事長直轄としており、当信用組合内の内部管理態勢等を監査し、業務執行上の問題点の改善を求めています。なお、監査結果につきましては各部店にも周知し、再発防止に努めております。

加えて、当信用組合では、総務部長を委員長とし本部各部長で構成するコンプライアンス委員会を毎月開催し、問題点を把握するとともに、改善のための施策を検討しております。また、検討結果につきましては、常勤理事会に報告するとともに各部店にも周知し、コンプライアンスの徹底に努めているほか、コンプライアンスの重要性を十分認識し、年度毎のコンプライアンスプログラムに沿った各種施策の実施により、意識の醸成を図っております。

今後におきましても、基本方針に沿った内部監査を実施するとともに、必要に応じて内部監査態勢の改善を図って参ります。

② 外部監査体制

当信用組合では、現在取り組んでいる経営健全化計画の進捗状況について、信用組合業界の系統中央金融機関である全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、毎年、全信組連監査機構監査を受けております。

また、業務の健全性を確保するため、経営全般について会計監査人による定例的な監査を受けております。

今後におきましても、業務執行の健全性を維持し、経営強化計画の実効性を高めるためにも外部監査を継続して受けて参ります。

(3) 与信リスクの管理及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合は、協同組合組織として組合員の相互扶助を理念とし、地域に密着した金融機関として、中小零細事業者や勤労者等の金融の円滑化と経済的地位の向上に寄与することを経営の最大の基本とし、お客様から愛され信頼される金融機関を目指しております。

そのため、当信用組合のお客様の多くは、中・小規模であり、財務基盤や経営環境の変化等に対して脆弱な傾向が見受けられます。

当信用組合では、このようなお客様の資金ニーズに応えるに当たって、「信用

リスク管理方針」や「信用リスク管理規程」に基づく与信管理の徹底及び審査態勢の充実を図り、信用リスクの軽減に努めております。

具体的には、「信用リスク管理システム」や「担保不動産評価管理システム」を基にした厳格な審査に努めるほか、名寄せ後総与信1億円以上の大口与信先や、延滞債権等の管理債権先については、常勤理事会において個別の取組方針を策定し、融資部・融資管理部がその進捗状況を常時管理するとともに、常勤理事会に対し四半期毎に進捗状況を報告しております。

今後におきましても、引き続きお客様の実態把握に努め、信用リスク管理の徹底に努めて参ります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスク管理態勢の強化を最重要項目として認識しており、市場リスクの適切な管理を図るため、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」に基づき、「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理規程」等を定め、その態勢整備及びリスク管理の高度化に向け取り組んでおります。

また、具体的運用に当たっては、「有価証券取扱規程」においてポジション枠、保有限度額、損失限度額（ロスリミット）、リスク限度、有価証券運用方針等を定めるとともに、業務部長を委員長とするリスク管理委員会において、日次、月次、半期毎にリスク量の測定・分析を実施し、その結果を常勤理事会に報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる態勢を整えております。

今後におきましても、引き続き管理方針等に沿った運用を図るとともに、各種リスク管理手法に基づき市場リスクの把握に努め、各ポジションにおいて牽制機能を発揮しながら可能な限りコントロールを行うなど、市場リスク管理態勢の強化に努めて参ります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを管理するため「流動性リスク管理規程」を制定し、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより、流動性危機を想定した対応策を確立しております。

具体的には、資金繰りの逼迫度区分に応じて、「平常時」、「懸念時」及び「危機時」に区分し、それぞれの危機管理レベルにおける対応態勢（レベルA、レベルB、レベルC）を定めており、「平常時」の日次管理の中で資金繰りの現状分析を行い、資金面で重大な動きが出た場合でも迅速な対応をとることが可能であり、資金繰りの安定化を図っております。

また、「危機時」における対応態勢については、年1回の現金輸送訓練を実施しており、万全を期しております。

なお、今後につきましては、原発事故に伴う補償金の払い出しや、復興・支援事業の動きが顕著となることに伴う預金の漸減も想定されることから、流動性の確保に留意した資金運用を図って参ります。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、当該リスクを事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスク（法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）に分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客様からの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、各リスクについて管理方針及び管理規程を制定し、所管部を定めるとともに、各リスクの状況をリスク管理委員会において分析及び検討の上、四半期毎に常勤理事会に報告する態勢を構築し、リスクの極小化及び顕在化の未然防止に努めております。

また、事務リスクの未然防止における対応といたしまして、全ての事務ミスの発生の都度、所管部宛に事務事故発生報告書を提出させ発生原因の分析を行い、経営陣へ報告するとともに、事務事故発生事例として全部店に通知し周知することで類似事案の再発防止と注意喚起を行っております。

さらに、半期毎に事務事故の部店別、種類別等の集計を行い経営陣へ報告するとともに、結果を全部店に還元し更なる注意喚起を行っております。

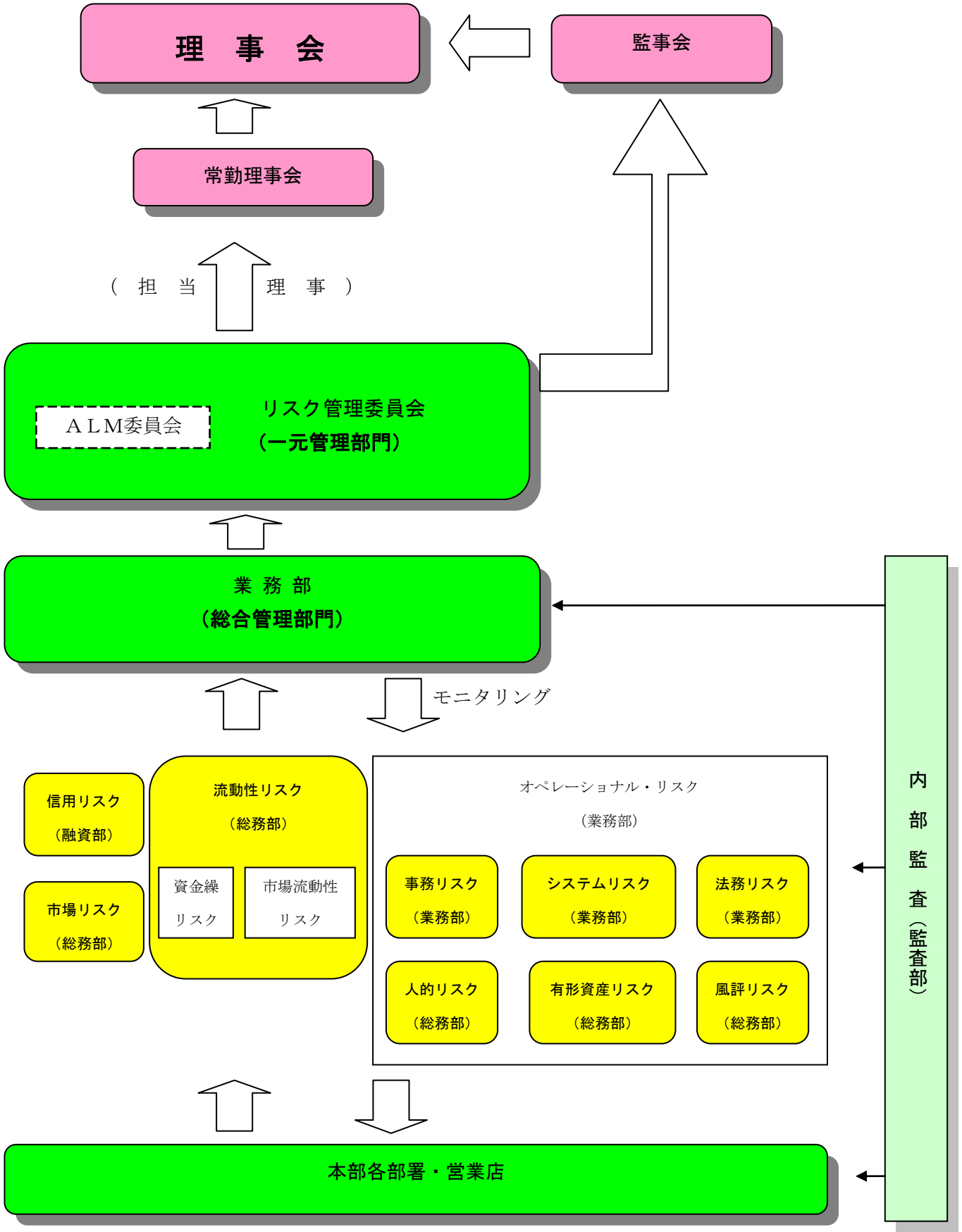
今後におきましても、引き続き管理方針、規程等に沿った管理を継続して行い、オペレーショナル・リスク管理の徹底に努めて参ります。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合は、地域密着型金融機関として、地域のお客様や組合員の皆様に対し、当信用組合への理解を深めていただくとともに、経営の透明性を確保するため、毎年決算期にディスクロージャー誌、9月仮決算期にミニディスクロージャー誌を作成し店頭で備え置くほか、ホームページに掲載しております。

今後におきましても、当信用組合の財務の状況等を分かり易く開示する方法を検討するなど、お客様に分かりやすい情報開示に努めて参ります。

【リスク管理組織図及び報告態勢】



第7 機能強化のための計画の前提条件

当信用組合の主要な営業基盤である栃木県北部地区の経済情勢は、東日本大震災により低落した後、復旧事業等に伴い一部に上向きの動きが見られますが、風評被害等により引き続き経済活動は低迷し、厳しい状況にあります。

特に、当信用組合のお客様である中小零細事業者においては、大きな風評被害等を受けており、官民一体となった対策を講じているところであります。

先行きについては、日本経済が復興需要に支えられて穏やかな回復が期待される中で、栃木県北部地区経済においては低迷の長期化が見込まれるほか、厳しい雇用情勢と個人消費の回復の動きは弱く、全体としては厳しい状況が続くことが懸念されます。

○金利

金利の見通しについては、日米の金融緩和政策の継続により、平成 24 年 2 月末の水準で推移するものと想定しております。

○為替

為替（ドル／円）レートの見通しにつきましては、平成 24 年 2 月末は 80.68 円ですが、これまでの為替動向を勘案すると、保守的に想定し 75.00 円としております。

○株価

株価の見通しにつきましては、平成 24 年 2 月末日経平均株価は 9,723 円となっておりますが、計画期間内の日経平均株価は 8,000 円水準で推移するものと保守的に想定しております。

前提	23/3 実績	23/9 実績	24/2 実績	24/3 前提	25/3 前提	26/3 前提	27/3 前提	28/3 前提
無担保コールO/N(%)	0.062	0.075	0.081	0.075	0.075	0.075	0.075	0.075
日本円 TIBOR 3 カ月 (%)	0.034	0.336	0.336	0.336	0.336	0.336	0.336	0.336
新発 10 年国債利回り (%)	1.255	1.020	0.955	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
ドル／円為替レート (円)	82.83	76.69	80.68	75.00	75.00	75.00	75.00	75.00
日経平均株価 (円)	9,755	8,700	9,723	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

※23/3、23/9 及び 24/2 の各実績値は、以下の数値を記載しております。

- ・無担保コールO/N : 短資協・加重平均レート
- ・日本円 TIBOR 3 ヶ月 : 全銀協・東京銀行間取引金利
- ・新発 10 年国債利回り : 日証協・店頭売買参考統計値
- ・ドル／円為替レート : 東京 17 時終値気配値
- ・日経平均株価 : 終値

以上

内閣府令附則第15条第1項第2号に掲げる書類

- 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

(注記)

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表とした場合に比べ、「有価証券」は65百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は65百万円増加しております。

なお、合理的に算定された価格については、一般に広く普及している理論値モデルを採用することとし、ブローカーから入手した理論値は当組合自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。

なお、ブローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分（コンベクシティ調整後）、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティーに依存する部分は、スワップション市場のインプライド・ボラティリティー・カーブを用いて評価しております。

- (3) 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- ・当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 578百万円
- ・当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 759百万円
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条1号に定める地価表示法、又は5号に定める不動産鑑定士の鑑定価格に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額269百万円

- (4) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物〔建物付属設備を除く。〕については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- ・建物 3年～50年
 - ・その他 2年～20年

- (5) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (7) 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,460百万円であります。

(8) 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成22年3月31日現在）

年金資産の額	301,976 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	<u>338,625 百万円</u>
差引額△	36,648 百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 0.639%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,623百万円（及び繰越不足金20,024百万円）である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金13百万円を費用処理している。（また、年金財政計算上の繰越不足金20,024百万円については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになる）

なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、）上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

(12) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引（又は売買取引）に準じた会計処理によっております。

(13) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(14) 貸出金のうち、破綻先債権額は556百万円、延滞債権額は5,679百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(15) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は4百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(16) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は133百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(17) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,373百万円であります。

なお、(14) から (17) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(18) 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は15百万円で金銭債務はありません。

(19) 有形固定資産の減価償却累計額は805百万円であります。

(20) 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しております。

(21) 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は211百万円であります。

(22) 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

- ・担保提供している資産 預け金 3,691 百万円
- ・担保資産に対応する債務 借入金 622 百万円

上記のほか、公金取扱いおよび内国為替取引のために預け金 2,210 百万円を担保として提供しております。

(23) 出資 1 口当たりの純資産額は△33 円 44 銭です。

(24) 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、与信規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部・融資管理部により行われ、また、定期的にもリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間 1 年、過去 5 年の観測期間で計測される 99 パーセンタイル値」を用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、「金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の 99 パーセンタイル値を用いた 時価【または経済価値】は、682 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

(25) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金	2,251	2,251	-
(2) 預け金 (*1)	22,825	22,944	119
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,098	6,174	△ 1,923
その他有価証券	9,642	9,642	-
(4) 貸出金 (*1)	44,547		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,725		
	42,822	43,832	1,010
金融資産計	85,638	84,843	△ 795
(1) 預金積金 (*1)	84,980	84,964	△ 16
(2) 借入金 (*1)	622	622	-
金融負債計	85,602	85,586	△ 16

(*1) 貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表とした場合に比べ、「有価証券」は65百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は65百万円増加しております。

なお、合理的に算定された価額については、一般に広く普及している理論値モデルを採用することとし、ブローカーから入手した理論値は当組合自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものとして判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。

なお、ブローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分（コンバクシティ調整後）、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティーに依存する部分は、スワップション市場のインプライド・ボラティリティー・カーブを用いて評価しております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については（2）に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（L I

BOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	33
組合出資金(*3)	270
合 計	304

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当事業年度において、非上場株式について10千円減損処理を行っております

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	償還予定額			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	14,033	8,791	0	0
有価証券	4,675	1,751	2,700	7,991
満期保有目的の債券	300	200	0	7,600
その他有価証券のうち 満期があるもの	4,375	1,551	2,700	391
貸出金	22,789	12,321	4,696	983
合 計	41,499	22,865	7,396	8,974

※貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	返済予定額			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	77,499	7,427	52	0
借入金	0	0	622	0
合 計	77,499	7,427	675	0

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(26) 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「その他の証券」が含まれています。以下(30)まで同様であります。

- ① 買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- ② 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
短期社債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	98百万円	102百万円	4百万円
そ の 他	300百万円	304百万円	4百万円
小 計	398百万円	407百万円	9百万円

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
国 債	-百万円	-百万円	-百万円
地 方 債	-百万円	-百万円	-百万円
短期社債	-百万円	-百万円	-百万円
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
そ の 他	7,699百万円	5,767百万円	△1,932百万円
小 計	7,699百万円	5,767百万円	△1,932百万円
合 計	8,098百万円	6,174百万円	△1,923百万円

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

③子会社、子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

④その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	3,770百万円	3,723百万円	47百万円
国 債	1,636百万円	1,598百万円	37百万円
地 方 債	223百万円	222百万円	0百万円
短期社債	200百万円	200百万円	0百万円
社 債	1,711百万円	1,701百万円	9百万円
そ の 他	-百万円	-百万円	-百万円
小 計	3,770百万円	3,723百万円	47百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	33百万円	33百万円	0百万円
債 券	5,240百万円	5,294百万円	△54百万円
国 債	4,196百万円	4,199百万円	△3百万円
地 方 債	3百万円	3百万円	0百万円
短期社債	99百万円	99百万円	0百万円
社 債	941百万円	992百万円	△50百万円
そ の 他	637百万円	775百万円	△137百万円
小 計	5,911百万円	6,104百万円	△192百万円
合 計	9,682百万円	9,827百万円	△144百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、38百万円（うち、投資信託38百万円）であります。また、時価が「著しく下落した」と判断する「合理的な基準」については、当該事業年度末において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄を全て、また30%以上50%未満下落している銘柄は、発行会社の信用リスクの状況や過去一定期間の時価の推移等を

考慮し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

なお、上記の評価差額が全額「その他有価証券評価差額金」に計上されております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格の時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表とした場合に比べ、「有価証券」は65百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は65百万円増加しております。

なお、合理的に算定された価額については、一般に広く普及している理論値モデルを採用することとし、ブローカーから入手した理論値は当組合自身が算定する場合に比べてより精緻かつ正確なものと判断し、当該価格を合理的に算定された価額としております。

なお、ブローカーから入手した理論値は元本部分、クーポン部分（コンバクシティ調整後）、フロア価値の合計を国債カーブの割引金利で評価した価値であり、10年金利のボラティリティに依存する部分は、スワップション市場のインプライド・ボラティリティ・カーブを用いて評価しております。

(27) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(28) 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

・売却価額	1,017百万円
・売却益	18百万円
・売却損	0百万円

(29) 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	33百万円
その他証券	6百万円

(30) その他有価証券の満期があるもの、及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。（記載単位は百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	4,375	1,651	2,700	391
国 債	4,000	—	1,800	—
地方債	75	151	—	—
社 債	300	1,500	900	391
そ の 他	300	100	—	7,600
合 計	4,675	1,751	2,700	7,991

(31) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、下記の賃貸不動産を保有しております。

那須郡那須町大字高久甲字愛岩前 469-6・469-9	28.97 m ²
那須郡那珂川町馬頭字室町 397-2	103.41 m ²

(32) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
3	3

(注) 当事業年度末の時価は、不動産鑑定士の鑑定価格に基づいて算定しております。

(33) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,639百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,639百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(34) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	486 百万円
部分直接償却損金算入限度額超過額	996 百万円
その他	159 百万円
繰延税金資産小計	1,642 百万円
評価性引当額	△1,147 百万円
繰延税金資産合計	495 百万円

(35) 会計方針の変更

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 220 千円減少しております。

(注)

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 出資1口当たりの当期純損失 53円5銭

損 失 処 理

(単位：円)

当 期 未 処 理 損 失 金	304,975,803
これを次のとおり処理します	
利益準備金取崩額	7,700,000
資本準備金取崩額	297,275,803
計	304,975,803
次 期 繰 越 金	0

以上

単体自己資本比率(平成23年3月31日現在)

(単位:千円)

項目	当期末	前期末	項目	当期末	前期末
(自 己 資 本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-
出 資 金	1,684,853	1,696,069	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-	-
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資	1,000,000	1,000,000	告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	-	-
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
資 本 準 備 金	105,807	403,083	内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-	-
そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-	-
利 益 準 備 金	-	7,700	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	-	-
特 別 積 立 金	-	-	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	-	-
次 期 繰 越 金	-	68,345	(控 除 項 目) 計 (D)	-	-
そ の 他	-	-	自 己 資 本 額 (C) - (D) (E)	1,959,277	2,385,346
自 己 優 先 出 資 (△)	-	-			
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	-	-	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	32,329,955	34,632,192
営 業 権 相 当 額 (△)	-	-	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	217,712	310,873
の れ ん 相 当 額 (△)	-	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,709,675	2,916,300
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	-	-	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト 調 整 額	-	-
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	-	-	オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	-	-	リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	35,257,342	37,859,365
[基 本 的 項 目] 計 (A)	1,790,660	2,175,199			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	81,490	81,490			
一 般 貸 倒 引 当 金	87,127	128,657			
内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-			
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	-	-			
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	-	-	※補完定項目：一般貸倒引当金算入限度 = (F) × 0.625% = 220,358		
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-	-			
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	-	-			
[補完的項目]計(B)	168,617	210,147	T i e r 1 比 率 (A/F)	5.07%	5.74%
自己資本総額(A)+(B)(C)	1,959,277	2,385,346	自 己 資 本 比 率 (E/F)	5.55%	6.30%

- (注) 1. 本表には、協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号。本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第3号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。
144,552千円
4. 本表において各種「不算入額(△)」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載すること。
5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載すること。
6. 「内部格付手法採用組合において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載すること。
7. 「内部格付手法採用組合において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載すること。但し、告示第126条第1号に定める額の0.3%を限度とする。
8. 「[補完的項目]計(B)」欄には、「自己資本総額(A)+(B)(C)」欄に算入した金額を記載すること。「(控除項目)計(D)」欄には、「(控除項目)不算入額(△)」欄を除いた金額を記載すること。
9. 補完的項目に算入できる一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用組合にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。
10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。
11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。
269,324千円
12. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用組合=1、基礎的內部格付手法採用組合=2、先進的內部格付手法採用組合=3)
1
13. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)
1

日 計 表 (資産・負債及び純資産)
(平成24年2月末)

(単位: 円)

資 産			負 債 及 び 純 資 産			
科 目	番 号	金 額	科 目	番 号	金 額	金 額
現 金	1	2,712,526,015	預 当 金	101	86,816,739,126	
現 金	2	2,712,526,015	座 預 金	102	381,265,405	
(うち小切手・手形)	3	(4,472,286)	普 通 預 金	103	24,430,711,064	
外 国 通 貨	4	0	貯 蓄 預 金	104	17,312,029	
金	5	0	通 知 預 金	105	24,080,000	
預 け 金	6	30,198,556,708	別 段 預 金	106	222,771,960	
預 け 金	7	30,198,556,708	納 税 準 備 預 金	107	48,971,283	
(うち全信組連預け金)	8	(29,438,727,320)	「 小 計 」	108	(25,125,111,741)	
譲 渡 性 預 け 金	9	0	定 期 預 金	109	58,654,993,985	
買 入 手 形	14	0	定 期 積 金	110	3,036,633,400	
コ ー ル ー	15	0	「 小 計 」	111	(61,691,627,385)	
買 入 先 定 金	16	0	非 居 住 者 円 預 金	112	0	
債券貸借取引支払保証金	17	0	外 貨 預 金	113	0	
買 入 金 銭 債 権	18	0	「 小 計 」	114	(0)	
金 銭 の 信 託	19	0	譲 渡 性 預 金	117	0	
商 品 有 価 証 券	21	0	借 入 金	121	2,577,750,000	
商 品 国 債	22	0	借 入 金	122	2,577,750,000	
商 品 地 方 債	23	0	当 座 借 越 金	123	0	
商 品 政 府 保 証 債	24	0	再 割 引 手 形	124	0	
その他の商品有価証券	26	0	売 渡 手 形	125	0	
有 価 証 券	31	15,809,114,720	コ ー ル マ ネ ー	126	0	
国 債	32	6,697,875,390	売 入 先 勤 定 金	127	0	
地 方 債	33	153,760,440	債券貸借取引受人担保金	128	0	
短 期 社 債	34	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー パ	129	0	
社 債	35	1,078,026,367	外 国 為 替	131	0	
(公 社 公 団 債)	36	(0)	外 国 他 店 預 け	132	0	
(金 融 債)	37	(100,000,000)	外 国 他 店 借 入	133	0	
(そ の 他 社 債)	38	(978,026,367)	売 渡 外 国 為 替	134	0	
株 式	39	32,724,672	未 払 外 国 為 替	135	0	
貸 付 信 託	40	0	そ の 他 負 債	136	180,770,631	
投 資 信 託	41	746,749,465	未 決 済 為 替 借 入	137	14,809,135	
外 国 証 券	42	7,099,978,386	未 払 払 費 用	138	78,856,754	
そ の 他 の 証 券	43	0	給 付 補 て ん 備 金	139	6,736,180	
貸 出 金	51	42,835,619,008	未 払 法 人 税 等	140	0	
(うち金融機関貸付金)	52	(100,000,000)	前 受 収 益	141	0	
割 引 手 形	53	220,882,294	未 払 諸 税	142	584,094	
手 形 貸 付	54	3,381,934,711	未 払 配 当 金	143	1,167,177	
証 書 貸 付	55	38,270,840,453	払 戻 未 済 金	144	0	
当 座 借 越	56	961,961,550	払 戻 未 済 持 分	145	170,000	
外 国 為 替	61	0	旧 全 国 信 組 不 動 産 未 払 割 賦 金	146	0	
外 国 他 店 預 け	62	0	厚 生 年 金 基 金 未 払 割 賦 金	147	0	
外 国 他 店 貸 付	63	0	職 員 預 り 金	148	23,200,892	
買 入 外 国 為 替	64	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	149	0	
取 立 外 国 為 替	65	0	先 物 取 引 差 金 勤 定	150	0	
そ の 他 為 替 産 産	66	606,571,852	借 入 商 品 債 券	151	0	
未 決 済 為 替 貸 付	67	4,656,171	借 入 有 価 証 券	152	0	
全 信 組 連 出 資 金	68	264,600,000	売 付 商 品 債 券	153	0	
そ の 他 出 資 金	70	0	売 付 債 券	154	0	
前 払 費 用	71	0	金 融 派 生 商 品	155	0	
未 収 収 益	72	216,840,483	リ ー ス 債 務	156	31,188,990	
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	73	0	資 産 除 去 債 務	157	2,469,106	
先 物 取 引 差 金 勤 定	74	0	未 払 送 金 為 替	158	0	
保 管 有 価 証 券 等	75	0	仮 受 金	159	21,588,303	
金 融 派 生 商 品	76	0	そ の 他 の 負 債	160	0	
仮 払 金	77	31,898,990	本 支 店 勤 定	161	0	
そ の 他 の 資 産	78	88,576,208	代 理 支 店 勤 定	162	1,022,605	
本 支 店 勤 定	79	0	賞 与 引 当 金	163	27,470,194	
有 形 固 定 資 産	80	1,111,247,410	役 員 賞 与 引 当 金	164	0	
建 物	81	254,701,005	退 職 給 付 引 当 金	165	155,506,510	
土 地	82	759,138,223	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	166	0	
リ ー ス 資 産	83	40,738,260	そ の 他 の 引 当 金	167	29,179,984	
建 設 仮 勤 定	84	0	特 別 法 上 の 引 当 金	168	0	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	85	56,669,922	繰 延 税 金 負 債	169	0	
無 形 固 定 資 産	86	3,632,740	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	170	56,246,024	
ソ フ ト ウ ェ ア	87	0	債 務 保 証	171	258,096,640	
の れ ん	88	0	負 債	172	90,102,781,714	
リ ー ス 資 産	89	0	純 資 産	173	1,941,320,859	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	90	3,632,740	出 資	174	1,710,669,400	
繰 延 税 金 資 産	92	495,500,000	普 通 出 資 金	175	710,669,400	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	93	0	優 先 出 資 金	176	1,000,000,000	
債 務 保 証 見 返 金	94	258,096,640	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	181	0	
貸 倒 引 当 金	95	△ 1,725,074,000	資 本 剰 余 金	182	105,807,818	
(うち個別貸倒引当金)	96	(△ 1,637,947,000)	資 本 準 備 金	183	105,807,818	
そ の 他 の 引 当 金	97	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	184	0	
			利 益 剰 余 金	185	0	
			利 益 準 備 金	186	0	
			そ の 他 利 益 剰 余 金	187	0	
			特 別 積 立 金	188	0	
			(うち目的積立金)	189	(0)	
			繰 越 金	190	0	
			未 処 分 剰 余 金	191	0	
			自 己 優 先 出 資	192	0	
			自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	193	0	
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	194	0	
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	195	0	
			土 地 再 評 価 差 額 金	196	124,843,641	
			負 債 及 び 純 資 産 計	197	92,044,102,573	
			期 中 損 益	198	261,688,520	
合 計	98	92,305,791,093	合 計	199	92,305,791,093	

店舗数(店舗)	13	常勤役員数(人)	118
(うち本・支店(店舗))	9	(うち役員(人))	5
(うち出張所(店舗))	4	(うち男性職員(人))	72
出資口数(口)	9,606,694	(うち女性職員(人))	41
組合員数(人)	26,817		

日計表（平成 24年 2月末現在）

都道府県名 栃木県
組合名 那須信用組合

コード番号 2125

損		失		利		益	
科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
預金積金利息	78,470,935	貸出金利息	1,019,454,811	（うち金融機関貸付金利息）	(2,177,999)		
預金金利	74,998,778	貸付金利息	1,011,972,781	手形割引料	7,482,030		
給付補てん備金繰入額	3,472,157	預け金利息	94,407,155	譲渡性預け金利息	0		
譲渡性預金利息	0	買入手形利息	0	コールローン利息	0		
借入金利息	3,396,444	買入先利息	0	債券貸借取引受入利息	0		
当座借越利息	0	有価証券利息配当金	160,519,918	金利スワップ受入利息	0		
再割引料	0	その他の受入利息	10,584,000	（うち買入金銭債権利息）	(0)		
売手形利息	0	（うち出資配当金）	(10,584,000)	（うち受入雑利息）	(0)		
コールマネー利息	0	役員取引等収益	74,857,115	受入為替手数料	38,091,468		
売現先利息	0	その他の受入手数料	36,692,654	その他の役員取引等収益	72,993		
債券貸借取引支払利息	0	その他の業務収益	23,580,493	外国為替売買益	0		
コマースナル・ペーパー利息	0	外国通貨売買益	0	外国通貨売買益	0		
金利スワップ支払利息	0	商品売買益	0	商品有価証券売買益	0		
その他の支払利息	88,308	国債等債券売却益	180,357,960	国債等債券償還益	1,836,164		
人件費	620,179,954	有価証券貸付料	0	金融派生商品収益	0		
報酬・給料・手当	514,376,039	雑益	3,386,369	臨時収益	9,560,703		
退職給付費用	0	株式等売却益	0	株式等売却益	0		
社会保険料等	105,803,915	金銭の信託運用益	0	その他の臨時収益	9,560,703		
物件費	324,707,718	その他の臨時収益	9,560,703	特別利益	19,416,403		
事務費	160,667,609	固定資産処分益	0	固定資産処分益	0		
固定資産費	73,317,524	負ののれん発生益	0	負ののれん発生益	0		
事業費	14,617,429	償却債権取立益	19,416,403	償却債権取立益	19,416,403		
人事厚生費	4,712,156	その他の特別利益	0	その他の特別利益	0		
預金保険料	71,393,000	引当金取崩額等	0	引当金取崩額等	0		
有形固定資産償却	0	貸倒引当金取崩額	0	貸倒引当金取崩額	0		
無形固定資産償却	0	（うち個別貸倒引当金取崩額）	(0)	（うち個別貸倒引当金取崩額）	(0)		
税金	15,824,190	賞与引当金取崩額	0	賞与引当金取崩額	0		
（うち法人税、住民税及び事業税）	(0)	役員賞与引当金取崩額	0	役員賞与引当金取崩額	0		
役員取引等費用	99,067,707	役員退職慰労引当金取崩額	0	役員退職慰労引当金取崩額	0		
支払為替手数料	16,901,358	金融商品取引責任準備金取崩額	0	金融商品取引責任準備金取崩額	0		
その他の支払手数料	2,127,614	その他の引当金取崩額	0	その他の引当金取崩額	0		
その他の役員取引等費用	80,038,735	目的積立金目的取崩額	0	目的積立金目的取崩額	0		
その他業務費用	5,881,822	その他	0	その他	0		
外国為替売買損	0	法人税等調整額	0	法人税等調整額	0		
外国通貨売買損	0	利益計	1,412,380,598	利益計	1,412,380,598		
金売買損	0						
商品有価証券売買損	0						
国債等債券売却損	5,567,394						
国債等債券償還損	128,681						
国債等債券償却	0						
有価証券借入料	0						
金融派生商品費用	0						
雑損	185,747						
臨時費用	1,771,015						
貸出金償却	0						
株式等売却損	0						
株式等償却	0						
金銭の信託運用損	0						
その他資産償却	0						
退職給付費用（臨時分）	0						
その他の臨時費用	1,771,015						
特別損失	1,303,985						
固定資産処分損失	1,303,985						
減損損失	0						
その他の特別損失	0						
引当金繰入額等	0						
貸倒引当金繰入額	0						
（うち個別貸倒引当金繰入額）	(0)						
賞与引当金繰入額	0						
役員賞与引当金繰入額	0						
役員退職慰労引当金繰入額	0						
金融商品取引責任準備金繰入額	0						
その他の引当金繰入額	0						
その他	0						
法人税等調整額	0						
損失計	1,150,692,078						
期中損益	261,688,520						
合計	1,412,380,598						

店舗内現金自動設備	13店	14台
（うちCD）	0店	0台
（うちATM）	13店	14台
店舗外現金自動設備	2店	2台
（うちCD）	0店	0台
（うちATM）	2店	2台

